

素案の修正箇所について

○市民意見を踏まえて以下の箇所を修正

修正 1

【意見の概要】意見No. 7（8ページ）及び意見No. 19（10ページ）

地域生活支援拠点の面的整備について、どういう面になったのか具体的に示してほしい。

【修正内容】

意見を踏まえ、

- ・計画書8ページのページ下に以下の注釈を追記。
- ・計画書9ページのページ上に以下の達成状況及び図表を追記。
- ・計画書50ページ及び68ページのページ上に「P. 8～9参照」を追記。

○計画書 8ページ ページ下

地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等とは、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。

地域生活支援拠点等の機能強化を図るため、5つの機能を集約し、グループホームや障害者支援施設等に付加した「多機能拠点整備型」、また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」として整備することとされています。

○計画書 9ページ ページ上

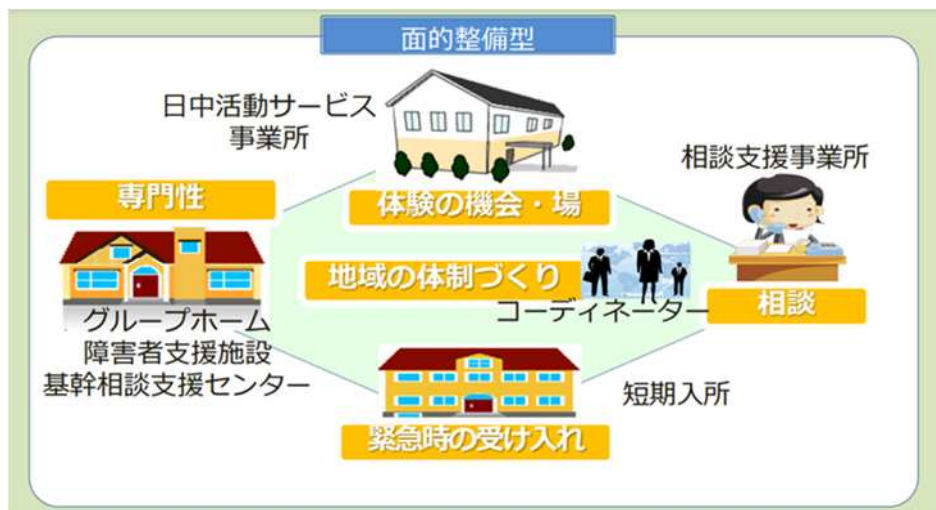
【達成状況】

地域生活支援拠点等の整備にあたっては、北九州市障害者自立支援協議会に設置している地域ネットワーク部会で検討を重ねてきました。

そこでの意見等を踏まえ、本市では、国から示された「面的整備」の手法を参考に、既存の地域資源を活用・強化し、有機的に結びつけることとしました。

その上で、まずは、①地域の体制づくりを行うコーディネーターを配置し、②緊急時の受け入れ施設を確保することを優先して整備を進め、地域生活支援拠点として社会資源を活用できる面的な体制を整備しました。

○計画書 9 ページ ページ中段



修正 2

【意見の概要】 意見No. 16 (9 ページ)

地域包括ケアシステムの構築とは、具体的にどのようなことか説明を入れてほしい。

【修正内容】

意見を踏まえ、

- ・ 計画書 7 ページのページ上に以下の注釈を追記。
- ・ 計画書 48 ページ及び 78 ページのページ上に「P. 7 参照」を追記。

○計画書 7 ページ ページ上

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築とは、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保される仕組みを指します。

修正3

【意見の概要】意見No. 40（14ページ）

「医療的ケア児」という言葉について、「医療的ケアが必要な子ども」などの言い方の方がいいのではないか。

【修正内容】

意見を踏まえ、素案に記載していた「医療的ケア児」という表記について、固有名称等で用いられているものを除き、「医療的ケアが必要な子ども」という表記に変更。

○計画書 17ページ ページ上

(旧)「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター」

(新)「医療的ケアが必要な子どもに対する関連分野の支援を調整するコーディネーター」

○その他 44ページ、45ページ、56ページ、73ページ、74ページに記載されている表記を変更。